

東近江市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市営住宅条例の一部を改正する条例

東近江市営住宅条例（平成 17 年東近江市条例第 212 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表中「

新大森団地	大森町、尻無町	昭和 46 年度	同
新宮団地	小脇町	同	同
同	同	昭和 47 年度	同

」を「

新大森団地	大森町、尻無町	昭和 46 年度	同
-------	---------	----------	---

」に改め、同表今団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。